必要書類その２・・・年度年齢16歳以上の添付書類

注）

①申請時又は認定された日以降の年間収入見込みが１３０万円（＊）以上の場合は、扶養に入ることができません。
また、１３０万円（＊）未満であっても、生計維持の状況などにより扶養を認められないことがあります。
＊１９歳以上２３歳未満の方（配偶者を除く・その年の１２月３１日現在の年齢）は１３０万円→１５０万円と置き換え
＊６０歳以上又は障害のある方は１３０万円→１８０万円と置き換え

②下記の書類だけでは判断がつかない場合、追加書類をお願いすることがあります。

現在の状況	「必要書類その１」に追加して添付 （右の書類一覧参照）
学生である	収入なし→①② 収入あり→①・⑥又は⑦
収入がない又は2年以上前に退職し無職である	② 病気療養中→②④ 年金受給者→②③
仕事をしている	⑥又は⑦
2年以内に退職した	失業保険の受給を放棄する→⑧又は⑨又は⑩ 失業保険の受給を延長する→⑨ 失業保険の受給資格がない→⑪ ※公務員の方など、お勤め先で雇用保険に加入していない場合
注）失業保険の待期期間中・給付制限期間中・受給中は、原則として健康保険の扶養に入ることができません。 ただし、「失業給付基本手当日額」が3,611円以下(60歳以上の方と障害のある方は4,999円以下、配偶者を除く19歳以上23歳未満の方は4,166円以下)の場合に限り、失業保険を受給し、かつ扶養に入ることができます。	
失業給付の受給が終了した	受給終了後、無職である→⑨ ※⑨は「支給終了」の印字が入ったもの（コピー可） 受給終了後、仕事をする又はしている→⑥又は⑦・⑨ ※⑨は「支給終了」の印字が入ったもの（コピー可）
自営業・農業・不動産・株等の収入がある	⑤

書類一覧
（全て、直近の状況が確認できるものを添付すること）

① 『在学証明書』又は『学生証』の写し
② 『課税・非課税証明書』
※「非課税であることを証明する」等の文言のみではないもの
※収入のない場合には「0円」や「以下余白」等記載があるもの
③ 『各種年金・恩金証書』及び『改定通知書』又は『支払通知書』の写し
④ 『障害者手帳』の写し
⑤ 『確定申告書』と『収支内訳書』の写し
⑥ 『給与明細』3ヵ月分の写し
※「該当年月」「金額」「氏名」「会社名」の記載があるもの
⑦ 『年収見込額の分かる証明書』の写し
⑧ 『離職票１・２』の写し
⑨ 『雇用保険受給資格者証』の写し又は『受給延長を証明する書類』の写し
⑩ 『雇用保険被保険者資格喪失確認通知書』の写し
⑪ 『退職年月日の確認できる書類』の写し